

## 令和7年度「由利本荘市キャッシュレス決済ポイント還元事業」

## 「ポイント・残高」付与対象外の商品・サービス

- ①インターネット販売等での決済
- ②換金性の高いものの購入  
(例)有価証券・商品券・ビール券・図書券・官製はがき、切手、印紙、プリペイドカード等
- ③公共施設の入場料等、公共料金及び納税に関する支払い
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い  
(ただし、同上第1項第1号から第3号は除く)
- ⑤整体や整骨院、介護等での保険が適用になるサービス等への支払い
- ⑥たばこの購入  
(たばこ事業法により「小売定価」以外による販売が一切禁止されています)
- ⑦各種電子マネーのチャージ
- ⑧その他市長が不相当と認めるもの

上記に該当する商品やサービスは、キャンペーンの「ポイント・残高」付与ができません。  
対象外の商品やサービスは、会計時に本キャンペーン対象のキャッシュレス決済  
(PayPay、d払い、au PAY)以外でご対応ください。

- (例) お菓子、ジュース、お酒、たばこ、商品券を購入する場合  
「お菓子、ジュース、お酒」はポイント・残高付与対象  
⇒ 対象のキャッシュレス決済で対応  
「たばこ、商品券」はポイント・残高付与対象外  
⇒ 対象のキャッシュレス決済不可  
現金、クレジットカードなど他の決済方法で対応する

支払方法を分けて決済ができない場合、または、上記商品やサービスのみ扱っている場合は、本キャンペーンの対象外となりますので、別紙①のキャンペーン不参加申出書を提出くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等はお問合せください。(TEL 22-6730/22-6731)